

## 「法人の事務所設置（変更・廃止）等届出書」の記入上の注意

### ○基本的事項

- 1 「届出事由」欄は、該当する事由の左側の口に“レ”印を付けます。その他の場合は、その他の左側の口に“レ”印を付けて（ ）内に、具体的な事由を記入してください。（例・連結親（子）会社になった等）
- 2 設立、設置で新規に届け出る場合は、「届出項目」の（代表者の役職及び氏名）以下の項目について「新（設立、設置、変更後）」の欄に記入してください。
- 3 届出の際は、原則として登記事項証明書の写しと定款の写しを添付してください。また、設立等に官公庁の認可等  
を必要とする場合は認可書等の写しを、合併（会社分割）により届出をする場合は合併（分割）契約書の写しを、事  
務所設置等で支店登記をしていない場合は設置等の事実が確認できる資料（議事録等）を添付してください。
- 4 本店又は主たる事務所の所在地、代表者、事業の種類、資本金の額又は出資金の額、資本金等の額、栃木県内の事  
務所又は事業所又は寮等の所在地の変更は、上記の添付書類を省略しても差し支えありません。

### ○各届出項目の記入上の注意点

- ・「法人名」欄  
合併消滅する法人は、法人名欄の「旧（廃止、被合併、変更前）」に記入してください。
  - ・「事業の種類」欄  
定款等に記載されている事業の目的のうち、その主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記入してください。
  - ・「栃木県内の事務所、事業所又は寮等の所在地」欄  
事務所等を複数設置した場合など、記入欄が不足する場合は「別紙のとおり」と記入し、必要事項を記入した別紙（任意様式）を添付してください。
  - ・「事務所又は事業所が所在する都道府県の数」欄  
本店の移転、事務所の廃止などによりこの項目の区分が変更になる場合がありますので、注意してください。
  - ・「事務所等廃止後の栃木県内の事務所等の所在の有無」欄  
事務所等を廃止した場合、又は本店を栃木県外に移転した場合で栃木県内に他の事務所、事業所、寮等が残っていれば有に“レ”印を付け、残っている事務所等のうち代表的なものが所在する市町村名を記入してください。栃木県内に事務所等が残らない場合は無に“レ”印を付けます。
  - ・「添付書類」欄  
添付した書類の左側の口に“レ”印を付けます。その他の書類は、その他の左側の口に“レ”印を付けて（ ）内に、具体的な書類の名称を記入してください。
  - ・「申告期限の延長」欄  
本店所在地が栃木県内にある法人については、この届出書とは別に地方税法施行規則第13号の2様式による手続が必要です。
- 「送付を希望する申告関係の用紙」欄の記入上の注意点  
希望する項目に“レ”印を付けます。記載がない場合は、以下のとおり取扱わせていただきます。
- 1 新設法人及び新規事務所設置法人…①電子申告利用→納付書 ②電子申告利用なし→申告書と納付書
  - 2 上記以外の法人…原則は前回と同様の用紙（例外：電子申告利用法人及び県送付以外の用紙を御利用の方には、資源有効利用のため納付書のみを送付する方法に順次変更しています。）

### ○栃木県内の県税事務所連絡先

事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
宇都宮県税事務所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3021	宇都宮市、上三川町
鹿沼県税事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-62-6202	鹿沼市、日光市
真岡県税事務所	〒321-4398 真岡市荒町 5197	0285-82-2136	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木県税事務所	〒328-8504 栃木市神田町 6-6	0282-23-3414	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板県税事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22	0287-43-2173	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町 高根沢町、那珂川町
大田原県税事務所	〒324-8551 大田原市中央 1-9-9	0287-23-4172	大田原市、那須塩原市、那須町
安足県税事務所	〒327-8503 佐野市堀米町 607	0283-23-1458	足利市、佐野市